外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (Ⅱ) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (Ⅱ) 入院ベースアップ評価料

「賃金改善実績報告書」

- 1. 「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」(「歯科外来・在宅ベース アップ評価料(I)」を含む)を算定する診療所(医科)または「外 来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」(「歯科外来・在宅ベースアップ 評価料(Ⅱ)」を含む)を算定する有床診療所(医科)においては、別 添「(診療所)賃金改善実績報告書」を提出すること。
- 2. 「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」(「外来・在宅ベース アップ評価料(I)」を含む)を算定する診療所(歯科)または「歯科 外来・在宅ベースアップ評価料(II)」(「外来・在宅ベースアップ評 価料(II)」を含む)を算定する有床診療所(医科)においては、別添 「(歯科診療所)賃金改善実績報告書」を提出すること。
- 3. 「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」及び「入院ベースアップ評価料」算定する病院及び有床診療所においては、別添「(病院及び有床診所)賃金改善実績報告書」を提出すること。

(病院及び有床診療所)賃金改善計画書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1)賃金引上げの実施方法

- 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。 ○ 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。
- (2)賃金改善実施期間

|--|

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和	年	月 ^	~ 令和	年	月	1	ヶ月
----	---	-----	------	---	---	---	----

- ※ 「(3)ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
- ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

Ⅱ-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

щ		. ヘースアッノ計画科による昇足並領の見込み【(3)の期间中】				
(4)算	算定金額の見込み			0	円
	外习	来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み			0	円
	入院	院ベースアップ評価料による算定金額の見込み			0	円
		入院ベースアップ評価料の区分 (算定不可)	点数	-	点
		賃金改善実施期間における、入院基本料に係る算定回数の見込み			0	回
	(5	5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)				円
(6)前	前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)				円
(7)	算定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】			0	円

※「(7)算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9)ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

Ⅱ-2 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

_		
ſ	(8) 全体の賃金改善の見込み額	円
ı	(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	0 円
ı	(10) うち(9)以外によるベア等実施分	円
ı	(11) うち定期昇給相当分	円
ı	(12) うちその他分【(8) - (9) - (10) - (11)】	0 円

- ※「(8)全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
- ※「「(10)うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※「(11)うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- ※「(12)うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 Ⅲ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 (13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 (14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) 【(15) - (14)】 0 円 円 (17) うち定期昇給相当分 円 (18) うちベア等実施分 #DIV/0! % (19) ベア等による賃金増率【(18)÷(14)】 Ⅳ.看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項 (20) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 人 (21) 賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (22) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) 【(22) - (21)】 円 (24) うち定期昇給相当分 円 (25) うちベア等実施分 円 #DIV/0! % (26) ベア等による賃金増率【(25)÷(21)】 V. 薬剤師の基本給等に係る事項 (27) 薬剤師の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 (28) 賃金改善する前の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (29) 賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2) の開始月】 円 0 (30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(29) - (28)】 円 (31) うち定期昇給相当分 円 (32) うちベア等実施分 円 #DIV/0! % (33) ベア等による賃金増率【(32)÷(28)】 VI. 看護補助者の基本給等に係る事項 (34) 看護補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 人 (35) 賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (36) 賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(36) - (35)】 0 円 (38) うち定期昇給相当分 円 (39) うちベア等実施分 円 (40) ベア等による賃金増率【(39)÷(35)】 #DIV/0! % Ⅷ. 歯科衛生士の基本給等に係る事項(歯科診療を主とする病院、歯科大学付属病院、歯学部がある大学病院の場合に記入) (41) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 人 (42) 賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (43) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) 【(43) - (42)】 0 円 円 (45) うち定期昇給相当分 (46) うちベア等実施分 円 (47) ベア等による賃金増率【(46)÷(42)】 #DIV/0! %

Ⅲ. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(48) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(49) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(50) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(51) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(50) - (49)】	0 円
(52) うち定期昇給相当分	円
(53) うちベア等実施分	円
(54) ベア等による賃金増率【(53) ÷ (49)】	#DIV/0! %

【ベースアップ評価料対象外職種について】

IX. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(55) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(56) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	円
(57) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(58) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	円
(59) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(60) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(58) - (56)】	0 円
(61) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(59) - (57)】	0 円
(62) うち定期昇給相当分	円
(63) うちベア等実施分	円
(64) ベア等による賃金増率【(63) ÷ (57)】	#DIV/0! %

X. 事務職員の基本給等に係る事項

(73) うちベア等実施分 円 (74) ベア等による賃金増率【(73) ÷ (67)】 #DIV/0! %
The state of the s
(72) うち定期昇給相当分
(71) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(69) - (67)】 0円
(70) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(68) - (66)】 0円
(69) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円
(68) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円
(67) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円
(66) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円
(65) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 人

XI. 賃金引上げを行う方法

22. 貝並リエリでロフカム		
(75) 賃上げの担保方法		
□ 就業規則の見直し	□ 賃金規程の見直し	
□ その他の方法:具体的に()
(76) 賃金改善に関する規定内容(でき	る限り具体的に記入すること。)	

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和	年	月	日	開設者名:

【記載上の注意】

- 1 本計画書において、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 」及び「歯科外来・在宅ベース アップ評価料 (I) 」のことをいう。
- 2 「(1)賃金引上げの実施方法」は、該当する賃金引上げの実施方法について選択すること。

なお、令和7年度に新規届出を行う場合については、「令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。」を選択すること。

- 3 「(2)賃金改善実施期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
 - ただし、令和6年6月から本評価料を算定する場合にあっては、令和6年4月から開始として差し支えない。
- 4 「(3) ベースアップ評価料算定期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
- 5 「(7)算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9)うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。
- 6 「(8)全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、 「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
 - この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険医療機関にあっては、前年度の対象職員の給与総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。
- 7 「(10)うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や「看護職員処遇改善評価料」等によるベア等分を記載すること。
- 8 「(11)うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合 にのみ記載すること。
- 9 「(13)対象職員の常勤換算数」(以降の設問の常勤換算数についても同様の定義)は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。なお、対象職員とはベースアップ評価料による賃金引き上げの対象となる職種をいう。
- 10 「給与総額」には、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし、役員報酬については除く。)。

(診療所)賃金改善計画書(令和年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金引上げの実施方法

- 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
- 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

(2) 賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 _{ヶ月}

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、 賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間

- ※ 「(3)ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
- ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

Ⅱ外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無

☑ 有

※ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等を届け出ない場合は、以下(4)の「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み」及び「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(Ⅱを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。

Ⅲ-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

(4))算	軍定金額の見込み					0 円
5	外来	マ・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による算定金額の見込み					0 円
		外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等の算定により算定される。	点数の見込み				0 点
5	朱代	そ・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 等による算定金額の見込み					- 円
		外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 等の区分及び点数 (届出なし)	(イ)	- 点	(口)	- 点
		外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 等 (初診時等) の算定回数の見込み					-
	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(再診時等)の算定回数の見込み						- 0
	(5	5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)					円
(6))前	前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)				•	円
(7))算	『定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】					0 円

※ 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額	円
(9)うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	0 円
(10) うち (9) 以外によるベア等実施分	円
(11)うち定期昇給相当分	H
(12) うちその他分【(8) - (9) - (10) - (11)】	0 円

- ※「(8)全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
- ※「(10)うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※「(11)うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合 にのみ記載すること。
- ※「(12)うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 (13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 (14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(15)-(14)】 0 円 (17) うち定期昇給相当分 円 ______ (18) うちベア等実施分 円 #DIV/0! (19) ベア等による賃金増率【(18)÷(14)】 % Ⅴ. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項 (20) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 Y (21) 賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (22) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(22) - (21)】 0 円 (24) うち定期昇給相当分 円 (25) うちベア等実施分 円 #DIV/0! (26) ベア等による賃金増率【(25)÷(21)】 % VI. 薬剤師の基本給等に係る事項 (27) 薬剤師の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 人 (28) 賃金改善する前の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (29) 賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(29) - (28)】 0 円 円 (31) うち定期昇給相当分 円 (32) うちベア等実施分 #DIV/0! % (33) ベア等による賃金増率【(32)÷(28)】 Ⅲ. 看護補助者の基本給等に係る事項 (34) 看護補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 (35) 賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 円 (36) 賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 (37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(36) - (35)】 0 円 (38) うち定期昇給相当分 円 (39) うちベア等実施分 円 #DIV/0! % (40) ベア等による賃金増率【(39)÷(35)】 Ⅲ. その他の対象職種の基本給等に係る事項 (41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 人 (42) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (43) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(43)-(42)】 0 円 (45) うち定期昇給相当分 円 円 うちベア等実施分 #DIV/0! (47) ベア等による賃金増率【(46)÷(42)】 % 【ベースアップ評価料対象外職種について】 区. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項 (48) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 人 (49) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (50) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (51) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円

(52) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】

(53) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) 【(51) - (49)】

(54) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) 【(52) - (50)】

(57) ベア等による賃金増率【(56)÷(50)】

(55) うち定期昇給相当分

(56) うちベア等実施分

円

0 円

円

円

円

%

#DIV/0!

X. 事務職員の基本給等に係る事項	
(58) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(59) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	円
(60) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(61) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(62) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(63) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(61) - (59)】	0 円
(64) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(62) - (60)】	0 円
(65) うち定期昇給相当分	円
(66) うちベア等実施分	円
(67) ベア等による賃金増率【(66) ÷ (60)】	#DIV/0! <mark>%</mark>

XI. 賃金引上げを行う方法

(68) 賃上げの担保方法 □ 就業規則の見直し	□ 賃金規程の見直し	
□ その他の方法:具体的に()
(69) 賃金改善に関する規定内容(でき	る限り具体的に記入すること。)	

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名:

【記載上の注意】

1 本計画書において、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」のことをいう。

また、「外来・在宅ベースアップ評価料(II)等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料(II)」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)」のことをいう。

- 2 「(1)賃金引上げの実施方法」は、該当する賃金引上げの実施方法について選択すること。
 - なお、令和7年度に新規届出を行う場合については、「令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。」を選択すること。
- 3 「(2)賃金改善実施期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。

ただし、令和6年6月から本評価料を算定する場合にあっては、令和6年4月から開始として差し支えない。

- 4 「(3)ベースアップ評価料算定期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
- 5 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に 充て、下記の「(9)うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。
- 6 「(8)全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。

この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険医療機関にあっては、前年度の対象職員の給与 総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。

- 7 「(10) うち(9) 以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や「看護職員処遇改善評価料」等によるベア等分を 記載すること。
- 8 「 (11) うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合に のみ記載すること。
- 9 「(13)対象職員の常勤換算数」(以降の設問の常勤換算数についても同様の定義)は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。なお、対象職員とはベースアップ評価料による賃金引き上げの対象となる職種をいう。
- 10 「給与総額」には、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし、役員報酬については除く。)。

(歯科診療所) 賃金改善計画書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金引上げの実施方法

- 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
- 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

(2) 賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 7月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、 賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月

- ※ 「(3)ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
- ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

Ⅱ歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無

□ 有

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 等を届け出ない場合は、以下 (4) の「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ) 等による算定金額の 見込み」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ) 等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考) 賃金引き上げ計画書作成のため の計算シート (Ⅱを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。

Ⅲ−1.歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

<u> </u>		
(4) 算定金額の見込み		0 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み		0 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み		0 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による算定金額の見込み		- 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分及び点数 (届出なし) (イ) -	点 (口)	- 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 等 (初診時等) の算定回数の見込み		- 回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(再診時等)の算定回数の見込み		
(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)		円
(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)		円
(7) 算定金額の見込み (繰越額調整後) 【(4) - (5) + (6)】		0 円

「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額	円
(9)うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	0 円
(10) うち (9) 以外によるベア等実施分	円
(11)うち定期昇給相当分	円
(12) うちその他分【(8) - (9) - (10) - (11)】	0 円

- ※「(8)全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「(10)うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施 した分を記載すること。
- ※「(11)うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合 にのみ記載すること。
- ※ 「(12)うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 (13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 (14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(15)-(14)】 0 円 (17) うち定期昇給相当分 円 ______ (18) うちベア等実施分 円 (19) ベア等による賃金増率【(18)÷(14)】 #DIV/0! % V. 歯科衛生士の基本給等に係る事項 (20) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 Y 円 (21) 賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 (22) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(22) - (21)】 円 (24) うち定期昇給相当分 円 (25) うちベア等実施分 円 #DIV/0! % (26) ベア等による賃金増率【(25)÷(21)】 VI. 歯科技工士の基本給等に係る事項 (27) 歯科技工士の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 人 円 (28) 賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 (29) 賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(29) - (28)】 0 円 円 (31) うち定期昇給相当分 円 (32) うちベア等実施分 #DIV/0! % (33) ベア等による賃金増率【(32)÷(28)】 Ⅲ. 歯科業務補助者の基本給等に係る事項 (34) 歯科業補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 円 (35) 賃金改善する前の歯科業補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (36) 賃金改善した後の歯科業補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 (37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(36) - (35)】 0 円 (38) うち定期昇給相当分 円 (39) うちベア等実施分 円 #DIV/0! % (40) ベア等による賃金増率【(39)÷(35)】 Ⅲ. その他の対象職種の基本給等に係る事項 (41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】 人 (42) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (43) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】 円 (44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(43)-(42)】 0 円 (45) うち定期昇給相当分 円 う ちベア等実施分 円 #DIV/0! (47) ベア等による賃金増率【(46)÷(42)】 【ベースアップ評価料対象外職種について】 IX. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(48) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(49) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	円
(50) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(51) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(52) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(53) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(51) — (49)】	0 円
(54) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(52) - (50)】	0 円
(55) うち定期昇給相当分	円
(56) うちベア等実施分	円
(57) ベア等による賃金増率【(56) ÷ (50)】	#DIV/0! <mark>%</mark>

X. 事務職員の基本給等に係る事項	
(58) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間 (2) の開始月時点】	人
(59) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	円
(60) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(61) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(62) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(63) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(61) - (59)】	0 円
(64) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(62) - (60)】	0 円
(65) うち定期昇給相当分	円
(66) うちベア等実施分	円
(67) ベア等による賃金増率【(66) ÷ (60)】	#DIV/0! <mark>%</mark>

XI. 賃金引上げを行う方法

(68) 賃上げの担保方法 □ 就業規則の見直し	□ 賃金規程の見直し	
□ その他の方法:具体的に()
(69) 賃金改善に関する規定内容(できる限		

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和	年	月	日	開設者名:

【記載上の注意】

1 本計画書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 」及び「外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 」のことをいう。

また、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Π)等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Π)」及び「外来・在宅ベースアップ評価料(Π)」のことをいう。

- 2 「(1)賃金引上げの実施方法」は、該当する賃金引上げの実施方法について選択すること。
- なお、令和7年度に新規届出を行う場合については、「令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。」を選択すること。
- 3 「(2)賃金改善実施期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。

ただし、令和6年6月から本評価料を算定する場合にあっては、令和6年4月から開始として差し支えない。

- 4 「(3)ベースアップ評価料算定期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
- 5 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に 充て、下記の「(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。
- 6 「(8)全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃 金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。 この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険医療機関にあっては、前年度の対象職員の給与
- との味、「真正の改善有直が実施されながうた場合の結子総領」についての算由が困難である味険医療機関にあっては、前年度の対象職員の結子 総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。
- 7 「(10)うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や「看護職員処遇改善評価料」等によるベア等分を 記載すること。
- 8 「(11)うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合に のみ記載すること。
- 9 「(13)対象職員の常勤換算数」(以降の設問の常勤換算数についても同様の定義)は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。なお、対象職員とはベースアップ評価料による賃金引き上げの対象となる職種をいう。
- 10 「給与総額」には、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし、役員報酬については除く。)。

(病院及び有床診療所)賃金改善実績報告書(令和年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

Ι.	传仝리	トげの	中华千年	ひが骨を	改善実施期	問生
Ι.	貝立り	上17 0.	/天他刀法.	双ひ目动	双音天加升	旧町寺

(1)	賃金	仓弓	止	げ	ഗ	実	施ナ	ī法

- 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。 ○ 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。
- (2) 賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 ┃ ┃ 1 ┃ヶ月	令和	年	月 ~ 令和	年月		1	ヶ月
-----------------------------	----	---	--------	----	--	---	----

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和	年	月	~ 令和	年	月	1	ヶ月	
15 110		/ .	12.10		, ,		, , ,	

Ⅱ. 入院ベースアップ評価料の実績額【(3)の期間中】

<u> </u>	/hr. ,		异圆科	ツス根		(0)の州间中』						
(4)	入院	ベースアッ	プ評価	料の区分	分								
					算	定期	間				点数の区分	点数	
	a 令	ì和	年		月	~	令和	ź	Ŧ	月	算定不可	-	- 点
	b 令	ì和	年		月	~	令和	ź	Ŧ	月			点
	c 令	ì和	年		月	~	令和	ź	Ŧ	月			点
	d 令	ì和	年		月	~	令和	ź	Ŧ	月			点
(5)	算定	回数									-		
							:	算定期	間			算定回数	
	a 令	ì和	年		月	~	令和	左	Ŧ	月			口
	b 令	ì和	年		月	~	令和	ź	Ŧ	月			口
	c 令	ì和	年		月	~	令和	ź	Ŧ	月			口
	d 令	ì和	年		月	~	令和	ź	Ŧ	月			口
	計												口
(6)	入院	ベースアッ	プ評価	料による	る収.	入の:	実績額						
								算定期	間			実績額	
	a 令	î和	年		月	~	令和	左	Ŧ	月			円
	b 令	î和	年		月	~	令和	左	Ŧ	月			円
	c 令	î和	年		月	~	令和	ź	Ŧ	月			円
	d 令	î和	年		月	~	令和	右	Ŧ	月			円
	e 令	和7年度へ	の繰り	越し予!	定額								円
	f前	[年度からの	繰越額	(令和	7年	度届	出時のみ記載)					円
	計												円

Ⅲ. 全体の賃金改善の実績額【(2)の期間中】

(7) 全体の賃金改善の実績額	円
(8) うち 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等 による算定実績	円
(9) うち 入院ベースアップ評価料による算定実績【 (4)の再掲】	円
(10) (8)及び(9)における令和7年度への繰り越し予定額	円
(11) ベースアップ評価料の前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	円
(12) うち(8) 及び(9) 以外によるベア等実施分	円
(13) うち定期昇給相当分	円
(14) うちその他分【(7) - (8) - (9) - (10) - (11) - (12) - (13)】	0 円
(15) (8) 及び(9) について全てベア等実施分に充当しているか。	

問題あり

- ※「(7)全体の賃金改善の実績額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「実際の給与総額」との差分により判断すること。
- % 「(8) うち外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による算定実績」及び「(9) うち入院ベースアップ評価料による算定実績」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費 (事業者負担分等を含む)等の増加分に充てること。
- ※「「(12)うち(8)及び(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や新たに「看護職員処遇改善評価料」等を届け出ることにより、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※「(13)うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にの み記載すること。
- ※ 「(14)うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。
- 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(16))対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0	人
(17))賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0	田
(18))賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】		円
(19))基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(18)-(17)】	0	円
	(20) うち定期昇給相当分		円
	(21) うちベア等実施分		円
	(22) ベア等による賃金増率【(21) ÷ (17)】	#DIV/0!	%

V.看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項

(23)	看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(24)	賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(25)	賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(26)	基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(25)―(24)】	0 円
	(27) うち定期昇給相当分	円
	(28) うちベア等実施分	円
	(29) ベア等による賃金増率【(28) ÷ (24)】	#DIV/0! %

VI. 薬剤師の基本給等に係る事項

(30))薬剤師の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(31)) 賃金改善する前の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(32)) 賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(33)	基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(32) - (31)】	0 円
	(34) うち定期昇給相当分	円
	(35) うちベア等実施分	円
	(36) ベア等による賃金増率【(35)÷(31)】	#DIV/0! %

Ⅷ. 看護補助者の基本給等に係る事項

(37)) 看護補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0	人
(38)) 賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0	円
(39))賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】		田
(40)	基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(39)—(38)】	0	田
	(41) うち定期昇給相当分		円
	(42) うちベア等実施分		円
	(43) ベア等による賃金増率【(42) ÷ (38)】	#DIV/0!	%

哑. 歯科衛生士の基本給等に係る事項(歯科診療を主とする病院、歯科大学付属病院、歯学部がある大学病院の場合に記入)

(44)	歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(45)	賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0 円
(46)	賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	円
(47)	基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(46)-(45)】	0 円
	(48) うち定期昇給相当分	円
	(49) うちベア等実施分	円
	(50) ベア等による賃金増率【(49) ÷ (45)】	#DIV/0! %

区. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(51)	その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(52)	賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0 円
(53)	賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	円
(54)	基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(53)-(52)】	0 円
	(55) うち定期昇給相当分	円
	(56) うちベア等実施分	円
	(57) ベア等による賃金増率【(56)÷(52)】	#DIV/0! %

【ベースアップ評価料対象外職種について】

X. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

A. 10駅本州の到价区間、到价图件区間の基本和守に除る手供	
(58) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(59) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(60) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(61) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(62) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	円
(63) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(61) - (59)】	0 円
(64) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(62) - (60)】	0 円
(65) うち定期昇給相当分	円
(66) うちベア等実施分	円
(67) ベア等による賃金増率【(66) ÷ (60)】	#DIV/0! %

XI. 事務職員の基本給等に係る事項

4. 予伤職員の基本和寺に体令予境	<u> </u>	
(68) 事務職員の常勤換算数 (賃金改善実施期間 (②) の開始月時点)	(0.0 人
(69) 賃金改善する前の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)		0 円
(70) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)		0 円
(71) 賃金改善した後の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)		円
(72) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)		円
(73) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(71) - (69)】		0 円
(74) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(72) - (70)】		0 円
(75) うち定期昇給相当分		円
(76) うちベア等実施分		円
(77) ベア等による賃金増率【(76)÷(70)】	#DIV/0!	%

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和	年	月	日	開設者名:

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 」のことをいう。
- 2 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」及び「入院ベースアップ評価料」のことをいう。
- 3 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して

(診療所) 賃金改善実績報告書(令和年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1	١	賃소리	⊢ I + T	宝施方法
١.	- 1	,	# 117 7 1	1 1 1 0 2	1

○ 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。 ○ 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

(2) 賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 7月

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ケ月

Ⅱ外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無

☑ 有

(Ⅱに該当する場合)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の実績額【(3)の期間中】

								寺の	美額額 【()	3) の期間中】				
(4)	外	来・在'	宅ベースアッ	プ評価料	(Ⅱ)	等の区	分							
				拿	定期	間				点数の区分		(イ)	(口)	
	а	令和	年	月	~	令和		年	月			点		点
	b	令和	年	月	~	令和		年	月			点		点
	С	令和	年	月	~	令和		年	月			点		点
	d	令和	年	月	~	令和		年	月			点		点
(5)	算	定回数												
				算	定期	間				(イ)の算定回数		(ロ) の	算定回数	
	а	令和	年	月	~	令和		年	月		口			口
	b	令和	年	月	~	令和		年	月		口			口
	С	令和	年	月	~	令和		年	月		口			口
	d	令和	年	月	~	令和		年	月		口			回
									計	0			0	口
(6)	外	来・在'	宅ベースアッ	プ評価料	(II)	等によ	る収入の	実績	額					
				算	定期	間				(イ)の実績額		(口) 0	D実績額	
	а	令和	年	月	~	令和		年	月		円			円
	b	令和	年	月	~	令和		年	月		円			円
	С	令和	年	月	~	令和		年	月		円			円
	d	令和	年	月	~	令和		年	月		円			円
	е	令和 7	年度への繰り	/越し予定	額									円
	f	前年度	からの繰越額	頃(令和7	年度	届出時σ)み記載)							円
											計		0	円

Ⅲ. 全体の賃金改善の実績額【(2)の期間中】

-: -: -: -: -: -: -: -: -: -: -: -: -: -	
(7) 全体の賃金改善の実績額	円
(8) うち 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)等 による算定実績	円
(9) うち 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ)等 による算定実績【(4)の再掲】	0 円
(10) (8) 及び(9) における令和7年度への繰り越し予定額	円
(11) ベースアップ評価料の前年度からの繰越額【令和7年度届出時のみ記載】	円
(12) うち(8) 及び(9) 以外によるベア等実施分	円
(13) うち定期昇給相当分	円
(14) うちその他分【(7) - (8) - (9) - (10) - (11) - (12) - (13)】	0 円
(15) (1 (15) (1 (15) (8) 及び (13) について全てベア等実施分に充当しているか。	

問題あり

- ※「(7)全体の賃金改善の実績額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「実際の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「(8)うち外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定実績」及び「(9)うち入院ベースアップ評価料による算定実績」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充てること。
- ※「(12)うち(8)及び(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や新たに「看護職員処遇改善評価料」等を届け出ることにより、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※「(13)うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる 場合にのみ記載すること。
- ※ 「(14) うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

	11		
(16) 対象職員の	常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0	人
(17) 賃金改善す	る前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0	円
(18) 賃金改善し	た後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	F	円
(19) 基本給等に	係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(18) - (17)】	0	円
(20) うち気	E期昇給相当分		円
(21) うち/	ドア等実施分		円
(22) ベア等	等による賃金増率【 (21) ÷ (17)】	#DIV/0! q	%

V. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項

(23)	看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0	L
(24)	賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 P	9
(25)	賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	P	9
(26)	基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(25)-(24)】	0 P	9
	(27) うち定期昇給相当分	P	9
	(28) うちベア等実施分	P	9
	(29) ベア等による賃金増率【(28) ÷ (24)】	#DIV/0! %	6

VI. 薬剤師の基本給等に係る事項

(30) 薬剤的	ōの常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(31) 賃金ご	z善する前の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(32) 賃金司	z善した後の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(33) 基本網	合等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(32)—(31)】	0 円
(34)	うち定期昇給相当分	円
(35)	うちべア等実施分	円
(36)	ベア等による賃金増率【 (35) ÷ (31) 】	#DIV/0! %

Ⅷ. 看護補助者の基本給等に係る事項

(37))看護補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(38))賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(39))賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(40))基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(39)-(38)】	0 円
	(41) うち定期昇給相当分	円
	(42) うちベア等実施分	円
	(43) ベア等による賃金増率【(42) ÷ (38)】	#DIV/0! %

Ⅲ. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(44) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(45) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0 円
(46) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	円
(47) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(46) - (45)】	0 円
(48) うち定期昇給相当分	円
(49) うちベア等実施分	円
(50) ベア等による賃金増率【(49)÷(45)】	#DIV/0! %

【ベースアップ評価料対象外職種について】

以. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

With the second control of the second contro	
(51) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(52) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	0 円
(53) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(54) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	円
(55) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(56) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(54)—(52)】	0 円
(57) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(55) - (53)】	0 円
(58) うち定期昇給相当分	円
(59) うちベア等実施分	円
(60) ベア等による賃金増率【(59) ÷ (53)】	#DIV/0! %

X. 事務職員の基本給等に係る事項

(61) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(62) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(63) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(64) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(65) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(66) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(64) - (62)】	0 円
(67) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(65) - (63)】	0 円
(68) うち定期昇給相当分	円
(69) うちベア等実施分	円
(70) ベア等による賃金増率【(69) ÷ (63)】	#DIV/0! %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和	年	月	日	開設者名:

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」のことをいう。
- 2 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料 (II)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II)」のことをいう。
- 3 対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。

(歯科診療所) 賃金改善実績報告書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

1	1	١	賃金引	L	げの	宝饭	+	÷±
(- 1)	自張引	г	ITUI	ᆍᄤ	$\boldsymbol{\pi}$	77

○ 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。 ○ 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

(2)賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月

(3) ベースアップ評価料算定期間

Ⅱ歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無

☑ 有

(Ⅱに該当する場合)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の実績額【(3)の期間中】

(ш і		コッ る	790日/	バル	江七	•	~ /	プノ計画	ተተ (4 /	₩,	天限役 (3 / 0	初间十】				
(4)	(4)_歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 等の区分																
		算定期間 点数の区分											(イ)	(口)			
	а	令和	0	年	0	F	} ~	令和		年	月				点		点
	b	令和		年		F	} ~	令和		年	月				点		点
	С	令和		年		F	} ~	令和		年	月				点		点
	d	令和		年		F	} ~	令和		年	月				点		点
(5)	算	定回数	Ţ														
						1	算定期	阴間					(イ)の算定回数		(D) O	算定回数	
	а	令和	0	年	0	F	} ~	令和		年	月			回			回
	b	令和		年		F	} ~	令和		年	月			□			口
	С	令和		年		F	∄ ~	令和		年	月			□			口
	d	令和		年		F	} ~	令和		年	月			回			口
											計	•	C	□		0	回
(6)	歯	科外来	・在宅	ベー	スアッ	プ評	[価料	(Ⅱ)等	による収	入の	実績額						
						4	算定期	阴間					(イ)の実績額		(□)	の実績額	
	а	令和	0	年	0	F	∄ ~	令和		年	月			円			円
	b	令和		年		F	∄ ~	令和		年	月			円			円
	С	令和		年		F	∄ ~	令和		年	月			円			円
	d	令和		年		F	∄ ~	令和		年	月			円			円
	е	令和 7	7 年度へ	の約	見越し	ランプン	定額										円
	f	前年周	重からの)繰越	越額【全	介和	7 年月	度届出時 <i>0</i>	み記載】								円
														計		0	円

Ⅲ. 全体の賃金改善の実績額【(2)の期間中】

(7) 全体の賃金改善の実績額	円
(8) うち 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等 による算定実績	円
(9) うち 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等 による算定実績【(4)の再掲】	0 円
(10) (8) 及び(9) における令和7年度への繰り越し予定額	円
(11) ベースアップ評価料の前年度からの繰越額【令和7年度届出時のみ記載】	円
(12) うち(8) 及び(9) 以外によるベア等実施分	円
(13) うち定期昇給相当分	円
(14) うちその他分【(7) - (8) - (9) - (10) - (11) - (12) - (13)】	0 円
(15) (8)及び(9)について全てベア等実施分に充当しているか。	

問題あり

- ※「(7)全体の賃金改善の実績額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「実際の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「(8) うち外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による算定実績」及び「(9) うち入院ベースアップ評価料による算定実績」に ついては、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充てること。
- ※ 「(12) うち(8)及び(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や新たに「看護職員処遇改善評価料」等を届け出ることにより、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※「(13)うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- ※ 「(14) うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(16) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月	時点】 0.0 人
(17) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施	期間(2)の開始月時点】 0円
(18) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施	期間(2)の開始月時点】 円
(19) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(18)	- (17) 】 0 円
(20) うち定期昇給相当分	円
(21) うちベア等実施分	円
(22) ベア等による賃金増率【(21)÷(17)】	#DIV/0! %

V. 歯科衛生士の基本給等に係る事項

(23) 歯	科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(24) 賃	金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(25) 賃	金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(26) 基	本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(25)―(24)】	0 円
(2	7) うち定期昇給相当分	円
(2	28) うちべア等実施分	円
(2	9) ベア等による賃金増率【 (28) ÷ (24)】	#DIV/0! %

VI. 歯科技工士の基本給等に係る事項

(30) 歯科技工士の常勤換算数【賃金改善実施期間(2) の開始月時点】	0.0 人
(31) 賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(32) 賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(33) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(32) - (31)】	0 円
(34) うち定期昇給相当分	円
(35) うちベア等実施分	円
(36) ベア等による賃金増率【(35) ÷ (31)】	#DIV/0! %

Ⅶ. 歯科業務補助者の基本給等に係る事項

(37))歯科業務補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0	人
(38)) 賃金改善する前の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0	田
(39)) 賃金改善した後の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】		円
(40)) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(39)—(38)】	0	円
	(41) うち定期昇給相当分		円
	(42) うちベア等実施分		円
	(43) ベア等による賃金増率【(42) ÷ (38)】	#DIV/0!	%

Ⅲ. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(44))その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(45)) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0 円
(46)) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	円
(47)) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(46) - (45)】	0 円
	(48) うち定期昇給相当分	円
	(49) うちベア等実施分	円
	(50) ベア等による賃金増率【(49) ÷ (45)】	#DIV/0! %

【ベースアップ評価料対象外職種について】

区. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(51) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.	.0 人
(52) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】		0 円
(53) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】		0 円
(54) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】		田
(55) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】		田
(56) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(54) - (52)】		0 円
(57) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(55) - (53)】		0 円
(58) うち定期昇給相当分		コ
(59) うちベア等実施分		円
(60) ベア等による賃金増率【(59)÷(53)】	#DIV/0!	%

X. 事務職員の基本給等に係る事項

4. 争切収員の基本和寺に保る事項		
(61) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間 (2) の開始月時点】	0.	0 人
(62) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】		0 円
(63) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】		0 円
(64) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】		円
(65) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】		円
(66) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(64) - (62)】		0 円
(67) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(65) - (63)】		0 円
(68) うち定期昇給相当分		円
(69) うちベア等実施分		円
(70) ベア等による賃金増率【(69)÷(63)】	#DIV/O!	%

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名:

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」 及び「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」のことをいう。
- 2 本報告書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II)」、「外来・在宅ベースアップ評価料 (II)」のことをいう。
- 3 対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。

賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(IIを算定しない診療所向け)

1	保険医療機関コード保険医療機関名								
2	外来・在宅ベースアップ評 □ 新規 □ 区分 ※ **	届出を行う月	月 〇	6月 〇 をチェックす	9月 ⁻ ること。	0	12月]		
3	対象職員の給与総額、外 等の区分の上限を算出す (1)算出の際に用いる「対 ①算出の際に用いる「対射 ロ前年3月~2月	る値(【B】) 象職員の給与総額」	等の期間)対象期間	(上記「2」		に連動)	在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 年12月~11月	ı
	②対象職員の給与総額(対象期間の1月当たり	りの平均)				/*** C. C. U. U. T.		
		遇改善事業補助金や本	評価料による					だし、役員報酬については除く。)	<u> </u>
	(2) 外来・在宅ベースア 【算出の際に用いる「外来 □ 前年12月~2月		西料(I)等	の対象期		-		月~11月	
	【対象期間の1月当たりの ①初診料等の算定回数	平均回数(実績)】				_			
	②再診料等の算定回数					□	(前回届出時		回)
						回	(前回届出時		回)
	③訪問診療料(同一建物	の以外)の昇定回数				回	(前回届出時		回)
	④訪問診療料(同一建物	物の算定回数					(前回届出時		回)
	⑤歯科初診料等の算定	回数				_ [2]	(的四油四时		B
	⑥歯科再診料等の算定	同 数				□	(前回届出時		回)
						□	(前回届出時		回)
	⑦歯科訪問診療料(同-	-建物以外)の算定回	」数				(前回届出時		回)
	⑧歯科訪問診療料(同一	-建物)の算定回数				_	(前回届出時		
	※ 算出対象となる期間の※ 自由診療の患者につ 公費負担医療や労災※ 新規届出時は前回届	いては、計上しない。 保険制度等、診療報酬!	点数表に従っ)を記載すること。		<u> </u>
	【合計】								
	外来・在宅ベースアップ	評価料(I)等の算定	回数見込み	+					
	外来・在宅ベースアップ	評価料(丁)等の質定	により管定	0.0 される点巻	か見込	_ 回 み	(前回届出時	0.0	回)
	7.7. E. 1 . 7.7.7.1	▗▗▗ _▀ ▞▘▎ 、▘ /▜▝▘Æ	., =0、/升化	0.0	~ ~ JU KL	点	(前回届出時	0.0	点)
	(4) 外来・在宅ベースア	ップ評価料(I)等に。		る給与の改 #DIV/0'	文善率		(前向居出時)

【記載上の注意】

- 4 「3」②「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし、役員報酬については除く。)。
 - また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
- 5「3」(2)「①初診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・医科点数表区分番号(以下5~8において、単に「区分番号」という。)A000に掲げる初診料
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1のイ若しくは2のイ
 - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(1)、1の口の(1)、2のイの(1)若しくは2の口の(1)
- 6「3」(2)「②再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号A001に掲げる再診料
 - ・区分番号A002に掲げる外来診療料
 - ・区分番号A400に掲げる短期滞在手術等基本料の1
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号B001-2-7に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B001-2-8に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(2)、1の口の(2)、2のイの(2)若しくは2の口の(2)
 - ・区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 7 「3」(2)「③訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1のイ若しくは2のイ
 - ・区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料(訪問診療を行った場合に限る。)
- 8「3」(2)「④訪問診療料(同一建物に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)
- 9「3」(2)「⑤歯科初診料等に係る算定回数」については、歯科点数表区分番号(以下9~12において、単に「区分番号」という。) A000に掲げる初診料の合計算定回数を記載すること。
- 10 「3」(2)「⑥歯科再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ·区分番号A002に掲げる再診料
 - ・区分番号B004-1-6に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B004-1-7に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B004-1-8に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 11 「3」(2)「⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の
 - 1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合を除く。)の合計算定回数を記載すること。
- 12 「3」(2)「⑧歯科訪問診療料(同一建物)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合。)
 - ・区分番号C000の2に掲げる歯科訪問診療料の2 歯科訪問診療2
 - ・区分番号C000の3に掲げる歯科訪問診療料の3 歯科訪問診療3
 - ・区分番号C000の4に掲げる歯科訪問診療料の4 歯科訪問診療4
 - ・区分番号C000の5に掲げる歯科訪問診療料の5 歯科訪問診療5
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注15
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注19